

加賀市医療センター

放射線医療機器包括保守点検業務仕様書

1. 業務名 放射線医療機器包括保守点検業務
2. 所在地 石川県加賀市作見町リ36番地
3. 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
4. 業務目的
放射線医療機器の機能を正常かつ円滑に使用できるよう、定期保守点検及び緊急修理対応（以下「保守点検等」という）を行うものとする。
5. 対象放射線医療機器
放射線医療機器包括保守点検業務個別仕様書（以下「個別仕様書」という。）のとおり。
6. 保守点検等内容
 - (1) 受託者が保守点検等を提供するに当たり、当該医療機器メーカー又は取扱代理店（以下「メーカー等」という。）と保守点検業務委託を締結するか、又は受託者の責任において同等内容を委提供するものとする。
 - (2) 定期保守点検は、個別仕様書に示す回数及び予定月に実施すること。なお、実施日時については、当該医療機器を管理する部門と協議し、決定すること。
 - (3) 緊急修理については、原則として当該医療機器を管理する部門から直接メーカー等に連絡するものとし、個別仕様書に示す保守対応時間の条件に即して迅速に対応すること。
 - (4) 個別仕様書にオンコール対応やリモートメンテナンス対応がある装置については、それぞれ実施するものとする。
 - (5) 保守点検等の実施により必要となった交換部品については、個別仕様書にフルメンテナンスとあるものは、すべて無償交換するものとし、部品免責の定めがあるものは、その範囲において無償交換するものとする。なお、有償交換となる場合は、あらかじめ実施の可否を協議すること。

- (6) 装置の故障により、患者の治療計画等に影響を生ずる装置については、予防交換も含め、迅速な復旧に努めるとともに、有償の対応が必要となる場合は、実施の可否を速やかに協議すること。
- (7) 電子カルテシステムや部門システムにデータ連携する装置の保守点検等については、連携データに影響を及ぼすことの無いよう作業内容を調整すること。
- (8) 保守点検等により部品を交換し、取り外した不用部品については、受託者の責任において、関係法令等に従い適正に処分すること。なお、記憶媒体を含む部品を交換した場合は、データの復元が不可能な状態にした上で処分すること。

7. 免責

個別仕様書のとおり。

8. その他

- (1) 委託契約期間中に、個別仕様書に示す装置を更新又は処分することとなった場合は、当該装置の使用を終了する月の翌月から契約終了までの期間の委託料を減額するものとする。なお、減額する委託料については、協議の上、決定する。
- (2) 委託契約期間中に、個別仕様書に示す装置の構成に変更があった場合、装置を更新する場合、又はメーカー等の保守サポートが終了した場合には、協議のうえ変更契約書を締結し、適切な措置を講ずるものとする。